

議事日程第4号

令和3年6月14日(月)

第1 議案上程(議案第37号から第50号まで及び報告第1号から第5号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
14番 米谷勝	15番 三浦利通	16番 安田健次郎
17番 古仲清尚	18番 吉田清孝	

欠席議員(1人)

13番 船橋金弘

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠

理	事	佐藤透	総務企画部長	八端隆公
市民福祉部長		伊藤徹	観光文化スポーツ部長	小玉博文
産業建設部長		田村力	企業局長	佐藤孝悦
企画政策課長		杉本一也	総務課長	湊智志
財政課長		鈴木健	税務課長	佐藤淳
福祉課長		高桑淳	生活環境課長	畠山隆之
健康子育て課長		湊留美子	観光課長	長谷部達也
農林水産課長		鎌田重美	建設課長	薄田修一
病院事務局長		三浦大成	会計管理者	平塚敦子
教育総務課長		太田穰	学校教育課長	加賀谷正人
監査事務局長		佐藤静代	企業局管理課長	三浦幸樹
ガス上下水道課長		小野肇	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長		(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

船橋金弘議員から欠席の届出があります。

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第37号から第50号まで及び報告第1号から第5号まで一
括上程

○議長（吉田清孝） 日程第1、議案第37号から第50号まで及び報告第1号から第5号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、八端総務企画部長の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） おはようございます。

それでは、私から議案第37号から第40号の各議案について御説明をいたします。

恐れ入りますが議案書の1ページをお願いいたします。

最初に、議案第37号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市長、副市長及び教育長の給料月額を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表となっております。

改正内容でございますが、第3条では、現行の本則給料月額を、市長5パーセント、副市長10パーセント、教育長30パーセント、それぞれ減額し、改正後の給料月額を市長は83万1,000円、副市長は64万2,000円、教育長は40万円に改めるものであります。

附則第3項では、副市長の給料月額減額の期間を改めるものであります。

本条例の施行期日は、令和3年7月1日ではありますが、附則第3項の改正は公布の日からであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第38号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行により、本条例で引用している法令が廃止されたことに伴い、条文を整理するものであります。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表となっております。

改正内容でございますが、表の右の欄、改正前の附則第4項の下線部分を、表の左の欄、改正後の附則第4項の下線部分の文言に改めるものであります。

本条例の施行期日は、公布の日からであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第39号行政手続の押印見直しを図るための関係条例の整備に関する条例についてであります。

本議案は、行政手続に関わる押印を原則として廃止するほか、所要の改正を行うため関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

6ページからは、新旧対照表となっております。関係する条例改正は5件であります。主な改正点について御説明いたします。

まず第1条は、男鹿市公告式条例の一部改正であります。

新旧対照表中、第2条第2項は、条例の交付箇所を男鹿市役所掲示場とするものであります。

第4条第1項は、規定の公表において押印を廃止するもので、条文中「て、市長印を押さ」を削るものであります。

第5条第1項及び第2項は、文言整理であります。

第7条は、新たに加えるもので、条例、規則、又は規定を公布し、又は公表したときは市のホームページへの掲載により情報を公表しなければならないとするものであ

ります。

別表は、男鹿市内掲示箇所を削るものであります。

次のページをお願いいたします。

第2条は、男鹿市固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。

新旧対照表中、第4条第4項は、審査申出書への審査申出人の押印を廃止するもので、同項を削除した上で次項以下を繰り上げるものであります。

第7条第3項は、意見陳述調書への委員及び書記の押印を廃止するもので、条文中の押印を削るものであります。

第8条第5項は、口述書への提出者の押印を廃止するもので「記載し、提出者がこれに署名、押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第9条第2項は、実地調査調書への委員及び書記の押印を廃止するもの、第12条第2項は、議事の調書への委員及び書記の押印を廃止するもので、条文中の押印を削るものであります。

第3条、男鹿市入湯税条例の一部改正、第4条、男鹿市火入れに関する条例の一部改正、第5条、男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部改正は、共に様式第1号及び別記様式中の「㊟」を削るものであります。

次のページをお願いいたします。

本条例の施行期日は公布の日からとするもので、附則第2項及び第3項は、様式仕様に関わる経過措置であります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第40号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国民健康保険特別会計の財政状況等を踏まえ、国民健康保険税率を引き下げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

11ページからは新旧対照表となっております。主な改正点について御説明いたします。

新旧対照表中、第5条から第7条の2の医療給付費分では、現行の所得割9.4パーセント、被保険者均等割2万5,000円、世帯別平等割1万8,500円を、所得割8.7パーセント、被保険者均等割2万4,000円、世帯別平等割1万7,500円にそれぞれ引下げ、第8条から第9条の2の後期高齢者支援金分では、現行の所得割3.4パーセント、被保険者均等割9,000円、世帯別平等割7,000円を、所得割3.2パーセント、被保険者均等割8,500円、世帯別平等割6,500円に、第10条の介護納付金分では、現行の所得割2.8パーセントを2.5パーセントにそれぞれ引き下げるものであります。

恐れ入りますが17ページをお願いいたします。

条例の施行期日は公布の日からとし、令和3年4月1日から適用するものであります。また、改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） 次に、伊藤市民福祉部長の説明を求めます。伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 私からは、議案第41号、第42号及び第43号について補足説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の18ページをお開き願います。

まず、議案第41号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

条例の附則第2条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定であります。条文中、新型コロナウイルス感染症の定義につい

て、これまでは新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2第1項を引用しておりましたが、法律の改正により、引用部分の条項が削除されましたので、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症と改めたものであります。

施行期日は公布の日であります。

次のページをお開き願います。

次に、議案第42号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じて、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、諸記録の作成・保存等について、電磁的な対応を原則として認めるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

目次は第5章の次に第6章を加えるものであります。

第7条は、保育所等との連携に関する規定であります。国の基準の一部改正に準じて条文を整理するものであります。

次のページをお開き願います。

第5章の次に第6章雑則として第50条を加える改正は、磁気的記録に関する規定を加えるものであります。

施行期日は、第7条関係については公布の日、第6章を加える改正については令和3年7月1日であります。

議案書の24ページをお開き願います。

次に、議案第43号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子

育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じて条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携に関する規定であります。国の基準の一部改正に準じて条文を整理するものであります。

施行期日は公布の日であります。

以上で議案第41号、第42号及び第43号の補足説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） 次に、田村産業建設部長の説明を求めます。田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） おはようございます。

私からは、産業建設部に係る議案第44号から第47号までの各議案について御説明いたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

初めに、議案第44号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、道路法等の一部改正に伴い、道路管理者以外の者が道路に自動運行補助施設を設置する場合の占用料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

自動運行補助施設とは、電子・電磁的方法等により自動運行装置を備えた自動車の自動的な運行を補助するための施設で、具体的には電磁誘導線、磁気マーカールなどが想定されております。

今回、道路法の一部改正により、占用物件として自動運行補助施設が新たに追加されたことから、当該施設の設置について占用料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容は、本条例別表、法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に、次の内容の項を追加するもので、道路法施行令に準じた区分、額の設定となっております。

施行期日は公布の日からであります。

次に、29ページをお願いいたします。

議案第45号財産の取得についてであります。

本議案は、平成18年度から使用しております凍結防止剤散布車を更新するため、車両1台を取得するものであります。本年5月12日に指名競争入札を行った結果、株式会社青工秋田支店が2,002万円で落札いたしましたので、本契約を締結するものであります。

次の30ページをお願いいたします。

議案第46号市道の廃止についてであります。

本議案は、道路改良に伴い、内子15号線、延長365メートルの市道を廃止するもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の31ページは、市道廃止調書であります。道路の幅員、延長、路線箇所図などにつきましては、別冊で議案第46号市道廃止資料を配付いたしております。

次の32ページをお願いいたします。

議案第47号市道の認定についてであります。

本議案は、道路改良に伴い、内子15号線、延長286メートルの市道を認定するもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページは、市道認定調書であります。道路の幅員、延長、路線箇所図につきましては、別冊で議案第47号市道認定資料を配付いたしております。

説明は以上でございます。

御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。

15番三浦利通議員の発言を許します。15番

○15番（三浦利通議員） 皆さん、おはようございます。

通告しております議案第37号、それと40号について、お尋ねをいたしたいと思

います。

最初に37号の先ほど御提案、御説明ありました三役の報酬の改正、改定についてでございますけれども、皆さん御承知のように、確か4年前、菅原市長は自らの報酬を3割減とすると、そういう提案を議会の方に提示して、その時点においての市長のそこまで報酬3割減にする主な理由、ほかにもあったかと思いますが、第一の理由というのは、財政状況が相当に悪化している、財政が厳しいがゆえに自らも報酬を削減して我慢をします。ところが議会からは、いろんな意見があったが、最終的には市長の姿勢、考え方は理解するけれども、3割減まではする必要がないということで2割減に議会が修正をして今日に至っておるわけですが、市民からはどういう評価、いろいろあったかと思えます。ただし、一期目においては市内の様々な組織、団体に対する補助金、助成金的な部分については、相当大幅にカットいたしました。そういった面では、市長の報酬カットもあわせて市民から捉えられれば、それなりの説得力のあることが背景としてあったのかなという気もしておりますけれども、そういった観点でいいますと、前回のそういう経緯からして、今回改正する理由づけ、前回の先ほど言ったような内容をやる理由づけが財政が相当厳しいというようなことからすれば、今は財政的な観点だけで捉えていくと、財政的には比較的好転したのかというような問いかけが当然出てくるのかなという気がしますので、その部分について今回の改正理由、根拠というのはどういうことなのかお聞かせ願いたいと思います。

その前に、最初に示してあります市が捉えている、特に三役の報酬レベルの在り方というのは、どういう定義的なものを考えているのか、捉えているのか、従来から一定の考え方の整理というのは持ち合わせていたかと思えますが、この機会にその辺についてちょっとお聞かせください。

次に、議案第40号、国保税の改正についてでございますけれども、一般質問においても佐藤巳次郎議員からも国保税の引下げをするべきだという観点で様々な御質問、問いかけがございました。当局の担当部長なり、さらには副市長も過去の直近の平成27年、平成28年、さらにはそれ以降の年次を振り返ってみた中での考え方の整理を答弁しておりましたけれども、そういった直近の5年、6年遡った中で国保税の市の取組に至る総括というか、検証というか、そういう部分をもう一度確認をさせていただきたいと思えます。

先日の全員協議会の場において八端担当部長は、過去の過大な積算によって、ここ数年は、先日も議論あったように財調が従来からすると大幅に伸びている。逆に先ほどあったように平成27年は大幅な、年度末で3億の赤字を抱えて、ルール分の一般会計からの繰入れプラスアルファの大枚な金額を一般会計から入れた。平成28年もそうだと。ところが、一転して収支バランス的にはそれ以降、どんどんどんどんプラスになって現在に至る、先ほど言ったような財調がたまったというか膨らんだという背景においては、担当部長の言葉を借りれば、いみじくも「過大な積算による」と。要するに見込みが甘かったと、端的に言えばこのことに尽きるのかなと。あわせて、それぞれの年度の予算については、こういう場で議論をしているわけですから、それをよしとした議会の意思決定にも、我々、議会にも一定の責任があるのかなという気がしております。私は素直にその部分については、市民に陳謝をしなければいけないのかなと思いますけども、そういった観点では、過去の検証をしっかりとしながら、この後どうすればいいのかというような、そういう部分でやっぱりしっかりとした議論、精査をしなければ、特別会計国保税というのは、健全な運営、姿になっていかないのかなと思います。

そんなことで、当局としては、まず先ほど八端部長の言葉も引用させてもらいましたけれども、もう一度総括というか検証、言葉を借りて言えば、どういうふうな思いを持っているのか、改めてお聞かせください。

次に、特別会計というのは、性格からすれば単年度単年度が、まずそこそこ大きな黒にもならない、マイナスにもならないと、そういった収支状況が一番望ましいかと思えますけれども、ましてや国保というのは、市民全員が入っているわけではないし、先日も加入市民の6,000人台というか、この後どんどんまたさらに減っていくと。そういった面では、収支状況、運営というのは、なかなか難しい状況もこれからも抱えていくのかなと思います。そういう点では、特別会計、国保の公正公平な負担の在り方というものは、今まで以上に重要視をしながら運営していくという、その基本理念というのは、お互い共有しなければいけない、再確認しなければいけない時期なのかなという気がしておりますけれども、その辺の基本理念的な考え方の整理もちょっとあわせてお聞かせください。

それと、菅原市長、前の任期の途中からも健康行政、健康推進を積極的にさらに

やっていくと、いろんな場で力説しております。今年度も体育施設は、ただ運動するような場ということではなくして、あわせて健康行政面からも、ああいう施設を有効に活用してまずやっていくという主張しておりますけれども、ところが、じゃあ具体的にここ数年の取組でどういう成果があったとか、なかなか数字で表すのは難しい面もあるかと思いますが、そういったものが容易に伝わってこないというような状況があるのかなと思っております。そういう、国保の健全な運営を維持していくという観点からも、健康行政の推進というのはさらに強く押し進めていかなければいけないんでないかなというような気がしますけれども、この機会にその辺の考え方の整理についてもちょっとお聞かせください。

それと、他の市町村との比較というのは、ちょっと資料ももらっていないので分かりませんが、国保の滞納額というのは極めて大きいものが男鹿市はあります。先日、共産党の佐藤巳次郎議員や安田健次郎議員も主張しておりますけれども、国保そのものの重税感を相当やっぱり市民が感じているし、経済的にも男鹿市の市民の経済というのは、なかなか容易に他の市町村と比較しても上位にいけないというか、苦しんでおると、そういったことを反映していると思いますけれども、それにしても昨年度の決算の数字でいきますと、医療分の滞納繰越額が6, 179万、後期高齢者分が2, 144万、医療分が15.5パーセント、穴開いてる。後期高齢者分が15.7パーセント。税当局、担当課を中心にして収納率の向上、なるべく滞納額を増やさないような努力はしているかと思いますが、結果としては国保については数字的な部分で言わせてもらえば、全然こういうレベルが解消されておらないと。このことをやっぱり今まで以上に真剣に捉えて、市長がよく言われる役所全体が一緒になってオール男鹿で、役所がワンチームでという、そういう考え方等も反映しながら収納率の改善というのは努力していかなければ、容易にこういう国保税そのものも影を落として進んでいくような状況が明確なんでないかなという気がしますけれども、その辺の収納率をいかにして向上させるか、現状について、担当部長でも、どういう御認識を持っているのかお聞かせください。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） それでは、初めに、三役の報酬の改定の部分について御

説明をいたしたいと思います。

市の報酬レベルの在り方、定義的な考えということでございますが、この特別職の給料の適正水準という部分であります。その自治体の財政状況、財政力指数、経常収支比率などや経済指標、市民所得、人口等など、あとは全国や県内における位置づけも参考とした給与額を今回提案させていただいたということになります。

この金額につきましては、民間団体の代表者からなる特別職報酬等審議会の審議を経て条例提案させていただいているということになります。

今回の改正は、県内他市と比較して本則の給料額が高い位置にあることや、現状、副市長のみ減額措置があと2年間続くというアンバランスな状況でございました。前の本則改正から15年も経過していること、これまで議会などからも附則での改正の際、本則改正の必要性などの意見もあったこと、こういうことを踏まえまして、今回、本市の経済情勢、それから財政状況、これまでの減額措置の状況及び他市の給料額の状況などを総合的に考慮しまして、今回御提案させていただいた給料の本則額を改正するというものでございます。

その中で財政的なところで何か好転があったのかということもございましたが、経常収支比率も若干好転しておりますし、財政調整基金におきましては、大体13億円まで増加したということ、また、ふるさと納税も約10倍近い寄附額、最初の頃は6,000万円程度でしたが、約5億7,000万となっているということ、それから、返品品の登録事業者、これは31事業者が60事業者、それから返品種の増、これは125から339に増えております。それに伴いまして各事業者の収入増も堅調というふうに捉えております。このほか、オガーレにおける出品者及び収入額の増による地域の活性化、あわせてオガーレと男鹿駅周辺広場への人、カネ、モノ等の移動創出による経済活性化などの波及効果を当該エリアのみならず、市内全域に広げていくということが期待されているところであります。こういう状況を踏まえつつ、市内経済の状況は、コロナ禍による影響などもありまして、依然厳しい状況ということもあることから、今回は給料の本則額について県内他市の状況等を踏まえて提案させていただいたということになります。

提案後の本市の市長の給料月額、大体県内市で10番目、それから副市長については11番目、教育長は13番目というふうな位置づけになります。現在の給料月額

でいきますと、市長は大体県内で4位、副市長が2位、それから教育長は5位というふうな状況もございますが、人口11位、それから市民所得13位、市内総生産12位というような数字等を踏まえて提案させていただいたものであります。

それから、4番目の国保税の滞納徴収率の向上というところでございますが、議員がおっしゃるとおり滞納額というのは非常に多いというふうに認識はしております。担当課の方では、電話、それから文書、訪問等、滞納者と十分協議しながら少しでも納めていただくように努力しているところでありますが、なかなか滞納繰越額が減っていないというのも現状であります。ただ、ここ数年であれば、令和元年度は少し収納率落ち込んでおりますが、令和2年度では滞納繰越の部分で約20パーセントほどの数字が出ておりました、収納率というのは過去、合併後を見ますと大体2番目に高い収納率ということになっておりますし、現年の課税分につきましても96.57パーセントということで、収納率は過去最高になっております。職員が頑張っている部分というふうに考えてもいいのではないかと考えておりますが、ただ、いずれにしましても、その滞納という部分を整理しなければいけないということは確かでございますので、今後とも滞納者と十分話し合いながら、少しでも納めていただけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 私からは、国保財政についてお答えいたします。

まず、1点目の今日に至るまでの総括、検証ということでございました。この件につきましては、先週、市長から一般質問に対する答弁としてお答えした部分もございますけれども、まず、平成28年に男鹿市としては大幅な税率改正で大きく税率を上げなければならなかったという状況がございました。また、そういった経験を踏まえて、これまで令和4年度末には国保の財政調整基金は全て取り崩す見込みだという説明を議会ですてきたわけでありまして、結果的には、逆に基金を積み増す状況が続きまして、基金残高の見込みは大きな違いが生じてしまいました。これにつきましては、県に納める事業費納付金の推移、これにつきましては、県からも厳しめに見積もるよという考えも示されておりました、これに従う形で県への事業費納付金を多めに見

積ってきたということがございます。それに伴って国保税の税必要額、こちらも多めにみることでございまして、結果的に歳入と支出の見込みに大きな乖離が生じてしまったというところでございます。見込みが甘かったのではないかとと言われると、なかなか申し訳ございませんというところでございました。

2点目の国保税の公平公正な負担の在り方についてでありますけれども、国保の方にはやはり毎年新たに加入者がある一方で、後期高齢者の方へいかれる方など、抜けていく方々もいらっしゃる。そういった出入りがある状況の中で、短いスパンで税率を上げたり下げたりするということではなくて、できれば、一定の率ですずっと長く運営していくということが大事であろうと考えております。それが公平な税負担の在り方でないかなというふうに当局としては考えてございます。

3点目の健康行政推進についての考え方でございますが、まず、国保財政の安定運営のためにも、健康づくりというのが最も大事な部分であろうかと考えております。最近のコロナウイルスワクチンへの関心の高さ等を見ましても、やはり一番大事なのは市民への意識づけではないかと考えているところでございます。市民が健康に対する意識を強く持つこと、こういった働きかけを市としてはしてまいりたいと思っております。また、こういうことに関しましては、最近では体育施設等における新しい動き等もございます。そういった各方面と連携を強めながら、様々な取組を行っていきながら、市民への健康に対する意識、こういったものを醸成していければなと思っております。

以上です。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通議員） 八端部長、財政の数値的な部分、いろいろ話していただきましたけれども、まあいいけれども、そういう理由づけ、根拠的なものでまず上げるというような。ただ、今、コロナのまだまだ感染、ワクチンの接種が進んでいるけれども、感染が止まっておらない。少しずつ収束に動いていくかと期待しておりますけれども、一般市民から見れば、この時期になぜと。いえることは、一般市民は、先ほど八端部長が示したようなそういう財政指標的な数字云々というのは、それはもう全然見ないし捉えないと。なぜこういうコロナで経済的に影響を受けている、あるいはワクチンの接種等で市民の人方も多くは難儀している中で、なぜ三役の報酬を上げるの

かというような部分は、きちっとやっぱり説得力をもった理由づけ、根拠がなければいけないのかなと思っております。

私から言わせれば、三役の報酬というのは、一定レベルの生活を維持していくために必要な所得分プラスアルファ、市長は市長としてのトップとしての責任給、副市長も責任給、一定の部分は。それから、教育長についても教育行政をまとめていく、統括していく部分の責任給だと。そういったものが反映された報酬レベルであるべきだ。確かに人口とか財政状況等、それは東京の市町村だっていう、人口の多いところではすごく高いレベルの報酬をいただいている、それはそれがありますけれども、他方では先ほど言ったような市民の経済レベルとかそういう状況も、相当配慮しながら、今回上げるのは駄目だとかそういう意味でなくて、やっぱり丁寧な市民に対する説明とか、説得力を持たなければ、あなた、苦し紛れに引っ張ってきた数字がよく分からないけれども、そういうものが必要なのかなと思います。

具体的に言いますけれども、本人がいるからしゃべりづらいついていけばしゃべりづらい、しゃべりやすいついていけばしゃべりやすいんだけど、教育長の報酬が幹部職員と同レベル、要するに40万円だと。確かに従来持っていたスポーツ関係とか文化活動的な部分は観光文化スポーツ部に移管をしたと。そちらに移行したという経緯がありますけども、それにしてもこの後、市は小中学校の統廃合を具体化して進めていくと。さらには、今、学校現場ではいくら生徒数が足りなくなっても、足りなくなっている中でさらに様々な気を遣ったような教育環境の維持・整備をしていかなければいけない、要するに責任が相当大きいと。何か問題起こせば担当課長が謝ればそれでいいっていうものでもない。やっぱりトップの教育長がそれなりに、しかるべき場で、ちゃんと説明をしなければいけないし、非があれば陳謝をしなければいけない。そういった点では、やっぱり一定の責任給をプラスしたレベルであるべきでないかなという、ちょっと菅原市長は、こういう部分については相当スタート時点から厳しい方ですから、それ以外の理由もあろうかと思えます。それにしてもそういう部分がちょっと感じましたので指摘をしておきたいと思えます。

あと、国保の関係ですが、伊藤部長は八端部長が過去の国保運営においては過大な積算によると、見込みが甘かった、そういう部分は申し訳ございません、あなたがずっと担当してきたわけではありませんけれども、過大な積算とか見込みの甘さって

いう部分は、ちゃんと自分の言葉で申し上げておりませんでしたけれども、俺はその部分が一番大事なんでないかなど。要するに、じゃあこれから、佐藤巳次郎議員が主張してあったように、基金がこんなにあるんだからもうちょっと下げるべきでないかと。これからは、過去の反省に立って、積算はちゃんと、限りなく相当正確な運営していくし、帳尻もそんなに多く単年度黒字は出さないし、もちろん赤字には絶対しないんだ、その保証が本当にあるのかとなれば、いや、これ、我々議会のチェックは、先ほども言ったように我々も反省しながら、相当、今までは意外とこういう部分については、ほかの方どうかよく分かりませんが、私は当局の人方の数字、積算したものを、相当信頼をしながらよ、そんなに問題はないだろうと、よしとしてきた経緯がありますけれども、これからはそれでは我々も駄目だと思っています。伊藤部長、過去のこういう状況になった議会のチェックの甘さって、あなたはどう捉えていますか。あったのかないのか、あったとすればどのぐらい議会の責任が問われると思いますか。ちょっとお聞かせください。参考のために。

あと、ほかの件については、ほかの場でもいろいろ議論があると思う。いずれにしても、将来安定した国保運営に心がけていくと。心がけでなくて、絶対それは維持していくんだと、その考え方でこの後、税についても、やっぱり今回私はこの5.7パーセントダウンというのは、まだまだそういった観点では正解などこなのかなと捉えておりますけれど、その辺もし、副市長、何か補足答弁あるみたいですけど、お願いします。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

議会のチェックをどのように考えているかという問いでございました。

議会の方へは、当然当局が示した資料しか出ていかないわけでございますので、見積りをするものも、推計をするのも、まず当局の責任でございます。やはり、その数字が間違っているかどうかのチェック、あるいは考え方が間違っていないかどうかのチェックということはあるかもしれませんが、基本的には当局が正しい見積り、正しい見通しを立てて提案すべきであると私は考えております。今後、可能な限り、正確な見積りを目指して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

す。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 三浦議員から過去の経緯なりを踏まえて、この後の積算の正確性なり、それから、前回試算したものと現状との乖離等につきまして様々な御意見を頂戴してございます。

議員御指摘のとおり、両極端だったわけです、一言で言えば。平成27年、平成28年の国保財政の破綻というものも男鹿市は経験しましたし、その後、国の方から公費が相当来まして、財政運営も県一本でやっているということもありましたけれども、その後見ると、当初なかなか厳しいだろうと思ってましたけれども、結果とすればこういう形で4億強の財調基金が積み上がると、そういう上振れしたということでございます。

当然、様々な要因があると思います。上振れした要因は。県一本になってから日が浅いということもございすし、もちろん単年度要素もありました。やはりぎりぎりいろんな要素をもって試算はしたけれども、結果とすれば当局の試算がずれたということ、その点に関してはやっぱり事実として率直に受け止めなきゃいけないと。特に、市民の皆さんから選ばれました議員の皆さんに対して、信頼を損なうような結果になったという点では、やっぱり大変重い結果であろうというふうに思っております。

こういう形で両極端に振れたといいますか、両極端の経験をした男鹿市当局としましては、じゃあこの後どうやって試算するのかということで、もちろんぎりぎりの今我々が取り得るべきいろんな要素を考えながら、これでいいんでないかというふうなことでの試算をもって今回提案させていただきましたけれども、ただ、それにしても、やはり絶対これで大丈夫かとなると、これはなかなか難しい面があることは正直に申し上げなきゃいけないと思います。ましてやコロナがどういう形になるのかと。例えば令和2年の所得に対しては、あれだけ市民の皆さんも苦勞したけれども、所得自体はそれほど、いろんな給付金があった関係上、それほど減にはなっていないと。ただ、令和3年は、これは大変厳しいだろうということもあります。それがどういう形で影響してくるのかということ、なかなか読めない部分もございす。ここで大事な

のは、私は、両極端に振れて、なかなか先も見えない要素もあるという中で大事なものは、やっぱり毎年毎年の検証をしっかりとやること、議会の先生方の方にも、それは厳しくチェックしてもらって、今立てた予測が果たして来年どうなるのかと、令和3年はまず安泰だというふうに見込んでいますけども、特に令和4年以降、これがどう今予測している数値と開きがあるのか、そのままなのか、上振れするのか、下振れするのかということ、毎年やっぱり検証していくことが大事だと思います。あわせて、その検証をやっていって例えば3年ほどたったら、今回と同じような形で、この税率でいいのか、上げなきゃいけないのか、それとももう一段下げれるのか、いやいやこのままでいいだろうという議論を、しっかりこういう場でさせていただく、これが大事でないかというふうに思っています。周りのいろんな社会保障制度を見ましても、後期高齢者は2年、それから介護保険サービスは3年と。国保自体の運営につきましても、県の方も大きな方針は3年ぐらいで見直ししているところがございますので、やっぱり我々も大事なものは毎年の検証をしっかりとやって、そして3年たったら、もう一度しっかりと本腰入れて見直しすると、こういう姿勢が大事でないかと。その際に、議員の先生方からもしっかりとそこを検証してもらって、見てもらって、そして間違いのない財政運営といいますか、国保運営をやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田清孝） さらに質疑ありませんか。

○15番（三浦利通議員） 終わります。

○議長（吉田清孝） 15番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

次に、10番佐藤誠議員の発言を許します。10番

○10番（佐藤誠議員） おはようございます。

私からは、議案第42号と第44号について質問をしたいと思っております。

一つは、議案第42号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

この内容は、多分今まで紙ベースだった記録を電磁的な対応ということで、時代的な流れなんだろうと、パッとこう簡単だと思うんですけど、私がこれに関連して一緒に伺いたかったのが、まず今回、この部分も何か国の基準が変わったのか、それとも

男鹿市自体の考えでこういうふうな条例を改正しなきゃいけなかったのかということ
を伺いたかったなというのが一つありました。

というのは、家庭的保育のこの流れというのは、今度また保育所の統合がありま
す。そうなった場合に、やはりこれが今度どのくらい必要性が出てくるかというあた
りも関心がございます。若美の玉ノ池から船越までなったときに、こういう家庭的保
育事業というものの、やはり玉ノ池からだと遠いやということで、地域のお母さんた
ちが、この保育事業を、それこそ若い人たちがやりたいという人が、もう出てきてい
るのかなと、そういう見込みがあってこういうことを今回、若い人たちといえ、今
度電子的なものが得意な人もいると思うので、そういうのが既にあるのか、そうい
うの見込んで今回こうなったのかなという観点からこの質問をしたいと思いました。

それとあわせて、現状、今この家庭的保育、一般的な保育所の制度と別にこういう
家庭的保育制度というのを設けたんですけど、現状どのくらい使われてて、そうい
うところがあるのか、それもあわせて伺いたいなと思っております。ですから、簡単
にいうと、現在の利用状況、それと今後の見込みと、どういうふうに考えておられる
のかということをお伺いしたいと思います。

それから、議案第44号につきましては、道路占用料徴収条例の一部を改正する条
例ということなんですが、いよいよ自動運転なんだと、そういう時代を迎える準備を
するんだということで、おお、きたかなという感じがします。これが今回初めて出
てきたんですけど、確かにコマーシャル見ても、自動運転のコマーシャルが最近いろ
いろ出てきています。間もなく、これが整備されていくと、男鹿市に自動運転の車
が走っていく、走るような時代がもうすぐそこまで来ているということで、一体あれ
やるとどうも道路にその電磁線を埋め込んでいったりしていくんでしょうけど、それ
から電波が跳ね返ってくるようなマーカーとか何かいろいろやるみたいなんですけど、
そういう工事をするのに、やはりそれなりの誰かがやるんですけども、今回私が分
らなかったのは、提案理由に道路管理者以外の者がこれを行う場合に、この料金を、
1メートル当たり幾らということで徴収するというようなことなんですが、道路管理
者、例えば市道に埋めるとした場合に、誰がそれ埋めるのかな、例えば。こうい
うのは、よく分からないんですけど、自動車の業者なのか、市で埋めるものではないの
かなと、逆に、市の道路であれば。どっか民間の会社とかがこういうふうな工事をする

ものなのか、そういう類いのもものなのかというのがちょっと分からなかったんで、まずそれは一点伺いたい。例えばどういう人がそういう埋め込みをするのか、どういう業者がやるのか。道路管理者以外というのは、どういう人が考えられるのかということ伺いたいと思います。

それから、具体的に、これはいつからこういうふうなことで男鹿市にそういう車が走るように、国からそういうふうな目標とか、いつまで整備するようにとか通達が来てるものなのか。それと、市にも市道以外にもいろいろ県道、国道もあるだろうけども、それ以外の道路もありましようけども、どの辺の道路のレベルまで、これ埋め込みするのか。そして、そこに今、市で考えているのは、例えばバスあたりを具体的にそういうふうにしようとしているのか、そういう計画をもくろんで優先的にバス路線辺りを考えるものなのか、その辺までもし考えがございましたら、決まっている内容とかありましたらお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 私からは、家庭的保育事業の部分についてお答えいたします。

まず、条例改正にありました電磁的記録の部分ですけれども、こちらも国の基準に従っているものでございます。

それから、家庭的保育事業、まず現状から申し上げますけれども、この条例の中に定められている基準という中には、家庭的保育事業というものと、小規模保育事業というのがございます。大きく分けてこの二つです。家庭的保育事業というのは、定員が5人以下であります。小規模保育事業というのは、これもA型、B型、C型とありますが、19人以下6人以上、これが小規模保育事業でございます。これに該当する事業所でありますけれども、男鹿市内ではいづみ幼稚園の事業所内保育というのがございます。こちら小規模保育事業でございますして、9人のお子様が入っておられます。この後、保育園の統合ということを考えましたときに、いわゆるこの小規模保育事業、あるいは家庭的保育事業の可能性というのは、否定できない、やはり考えていかなければならない部分でございます。ただ、普通の認可保育園よりも若干サービス

が落ちるところもございます。人員も減ります。いろんなことがありますので、保護者の方々とよく話し合った上で決めていくわけなんですけれども、可能性としては否定できない部分、こういうのもありますよという提案はしていかなければならないかなと思います。ただ、これも、そういう声でやりますといったところで、そこを利用してくださる方がある程度いなければ無駄になってしまうというところもございますので、そこはよくよく保護者の方と話し合った上で考えてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 私からは、議案第44号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての御質問についてお答えいたします。

まず初めに、道路管理者以外の者は例えばというお話です。基本的に道路の通行のためとすれば、恐らく管理者がまず主になるかとは思いますが、例えば旅客、あるいは貨物輸送、そういった部分の運輸関係の利用のためとなると、そういった関連企業というものが想定されるかと思えます。ただ現実、例えば男鹿市内を考えれば、そういった事業、企業さんがやるというのは、なかなか想定しづらいのかなという感じはしております。今回の条例改正につきましては、一番上の道路法が改正されましたので、それに伴って条例も整えておこうという内容で、近い将来、男鹿市で何かを進めるとか、そういった部分のために改正したわけではございません。

あと、どのレベルの道路で行うか、国道であれば道路法になりますし、県道であれば県条例、市道であれば市の条例に伴って実施されますけれども、男鹿市で想定といたしますか、例えば交通事情がよろしくない、高齢化が進んでなかなか足がないと、そういった高齢者の方々の送迎、あるいは貨物、貨客混載とか、貨物と一緒に運ぶ、そういった部分で何かしらの企業なり団体が、例えば共同で何か法人を立ち上げてそういった運行サービスをしましよとか、そういったものがもし出てくれば、そういった中でまたその占用という形で対象になるかもしれませんし、いずれちょっとまだまだこの自動運行、今、自動車メーカー、あるいはIT企業、いろいろ技術開発しておりますけれども、なかなかその中の進み具合で、近い将来といえども、市内のことを考えると、なかなかまだかなという気はします。いずれ国土交通省、あるいは経済産業

省でも、今そういった部分で実証実験ということで各地でやっておられております。県内では上小阿仁村で確か一昨年ですかね、そういった実験もしておりますし、いずれそういった部分で将来的にはという話にはなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。10番

○10番（佐藤誠議員） ありがとうございます。

家庭的保育の方は、大体分かりました。私も多分、必要性が今度出てきそうだなということがありますが、そういうときの、これは今回の条例に関係ないので、あまり聞かなくてもいいんでしょうけど、そのサポート体制みたいなところというものは、どのくらいできているものなのか、一つ伺いたいと思います。

あとそれから、田村部長のお話では、いろんな輸送関係の業者がやるかもしれないというような話もあったんですけども、それは男鹿市では何かまだまだ考えられないということで、私すぐそこまで来ていると思っていたんですけど、まだまだ随分先みたいなきななですが、技術的なことなのかもしれませんけど、ついでに伺いたいと思いますが、一つ何か、その道路に一本、電磁的なものを埋めると、いろんな業者が使えたり、いろんな車が使えたりっていうことではないんですか。例えば業者ごとに線を埋めていくものなんですか。その辺というのは、分かっていたら教えてください。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

家庭的保育事業に対するサポート体制ということでございました。現状、男鹿市では、この家庭的保育事業も小規模保育事業も行っておりませんので、そのサポート体制というのは特にございませぬけれども、この後、保護者の方々と話し合いを進めていく中で、やはりこういったものでやっていただきたいという話が煮詰まってくれば、いろいろと考えてまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） お答えいたします。

ちょっと技術的な部分で、ちょっとそこまでの情報といいますか、いずれいろいろ開発進んでいますので、その中でこういった使用の仕方をするか、そういった部分でまたいろいろあるのかなという気がしますけど、情報的にはございません。申し訳ありません。

○議長（吉田清孝） さらに質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠議員） 終わります。

○議長（吉田清孝） 10番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。16番安田健次郎議員の質疑を許します。

○16番（安田健次郎議員） 申し訳ありません、通告しなかったんですけども、今の議論聞いてて、ちょっと私も参加したいなと思ってますんで、少しだけお願いしたいと思います。

やっぱり最初に、この男鹿市特別職の職員の給与に関する条例のことですけども、三浦議員が縷々申し上げましたんで、私、控えててよかったなと思ってたんですけども、一つだけ、教育長の40万円の金額等について、教育行政の観点から二つほど聞いておきたいと。

一つは、三役というか特別職というか、これ市の行政職の幹部職との給与の差が、そんなにないんじゃないかなと思うんですけども、ここら辺の常識的な給与体系の在り方というのは、どう市民に映るのかなというきらいが私はもつんです。やっぱり最高責任者というか、教育行政の最高責任者というのは、それなりの価値のあるというか、位置づけの高い分野だと思ってます。それがなぜ30パーセント下がるっていうのは、その理由はちらっと言ってあったようだけれども、いわゆる教育行政のいろんなスポーツ文化関係、3年ほど前から県もそうやってきたけれども、そこら辺に文化遺産とかそういうのは移行してしまったと。それから、社会教育とかそういう分野も非常に一般行政職の方へ変わっていったんで、業務が少なくなったっていう理由のようなんです。と思っています。そうすると、やっぱり教育行政の今までの、なぜそういうふうに変ったかっていうのは、今日、縷々申し述べるつもりはないんですけども、本来、教育行政というのは農業委員会と同じに、独立行政的な立場であったんです。昔は互選までしながら選出されたものなんだけれども、教育長の立場っていうの

は、もっと私は、ある意味では将来を担うために行政サイドの威厳というか、将来性の最たるものじゃないかなという立場を貫くべきだと思うんですね。それがただ一介の学校教育法に定められた、その範囲内での教育行政的なことだけだとすると、男鹿市全体の教育の在り方というのは、ちょっとしぼんでしまうんじゃないかなと。やっぱりいじめやスポーツの問題含めて、社会背景を全部網羅しながら教育方針ってのは出すべきだと思う。そういう立場で認識に立つならば、教育長の立場ってというのは、やっぱり三役は三役なりの、それなりの手だてってというのが必要なんじゃないかなと思うんです。それが一つです。

もう一つ指摘しておきたいのは、今言ったように、将来もずっとこういうふうな形で教育長の業務がいじくられて減っていくとすると、非常にこれからの将来、子ども方の教育方針について、専門家で危惧している方々もいるんです。果たして各自治体の教育行政というのは、どうなるのかということで、県が責任持っているいろんな意味の教育関係やるわけだけれども、自治体でのよさとか、自治体での在り方とか、いろんなテクニックとか、そういうのをやっぱり非常に優れている部分があるんですよ。そういうのを高めるためには、もうちょっと位置づけを私は高めるという立場からいくと、普通、さっき市民的な立場でどうなのかっていう感覚からいくと、ここの引下げ理由をきちっと聞いておきたいし、その理由をはっきり市民の前に明らかにしていただきたいということで質問させていただきます。

もう一つ、健康保険行政、議案第40号ですけれども、これも三浦議員さんが縷々申し上げましたし、再三この健康保険行政には、議員の責任というか、我々いつも相当佐藤巳次郎議員と一緒にあって健康保険税は重税感がありすぎるから、極力下がる努力を求めてきたんです。しかし、やっぱりなかなかそうもいかなかったわけだけれども、今度、県の一本化になったおかげで、なかなか昔のように特殊な引下げとか、特殊な健康保険税の取り方というのはできなくなっちゃうわけで、これが県の、国の狙いだわけだけれども、しかし、この健康保険の引き下げというのは、やっぱり引き続き市民サイドからは強い要求が出ると思います。この重税感は拭えない。何回も言ってるんだけど、いろんな共済、健保だとか、そういうのから見ると、3分の2、半分近く違うわけでしょう。同じ所得で、同じ家庭的な条件の中でも。このひずみってというのは、やっぱりたすべきだということなんです。ただ、今なかなか、そ

う今言ったような健康保険税が一本化になっちゃった。だから各自治体でも優秀なその昔の岩手県の沢内村だったか、ああいう特殊な、健康行政のすぐれたの長野県でもあったんだけど、そういうのができなくなっちゃうんだけど、それは法律改正されて広域一本化になっちゃったから、今さら言うまでもないんだけど、ただ、私が今言いたいのは、今回の改正で、所得割が下がったのは俺大賛成です。これは、この議案そのもの、条例議案については、大賛成なんだけど、中身についてちょっと聞いておきたいんだけど、いつも私質問してる均等割の引下げっていうのは、市長は制度上、法律上、絶対できませんという答えを何回かしてますよね。それそのとおりなんです。今回、東京都ではそういう均等割を引き下げる条例が出るようだけれどもさ、採決されるかどうか分からないけども。いずれこの均等割の、国でも多分、市長サイドには入っていると思うんだけど、市町村長会で何回もこの均等割の引下げを国に申し上げている関係で、確か何歳まで、担当者分かると思うんだけど、確か低年齢者の所得割については、国も今年の秋かな、来年なるのかな、引下げるという方向で今検討しているんですよ。だから、今度は市長も、なかなか私方の質問に対して、均等割を下げろと言っても、制度上違うとか何かって言えなくなるわけだけれども、要は私が言いたいのは、この平等割の比率と均等割の比率、男鹿市は、私から見ると他市の例と違って、ちょっとこの所得割、人間の数に対する割合が、ちょっとひずみがあるんじゃないかなと思うんです。世帯割、これ子育ての関係から一番批判的な問題になる。人数が多くて、医者にかかる率もあるんだけど、当然この論理からいくと人数が多いとお医者さんにかかる率も、それは高いかもしれない。しかし、事、納める場合については、特に子ども方の場合、1人いることによって、2万5,000円、今度変わって2万4,000円になるのか、これはやっぱりちょっと、反対にしたらどうかなっていう提案なんです。いわゆる平等割の1万7,500円、1,000円ほど下がるわけだけれども、これと均等割と平等割の金額のすり替えというか、掛け替えというか、取り替えというか、それを考える必要はないのかなということまで聞いておきたいなというふうに思います。そうすると、ある意味では一番悩んでる、この均等割のおかげで悩んでいる重税感の方々が、少しは和らげるのかなと思うんだけど、この点についてお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） まず、教育長の今回の減額の部分であります、先ほど議員もおっしゃられたとおり、一部事務が市長部局へ移っているというところにおいて、今回そこら辺を勘案しまして今回提案いたしました額にさせていただいております。

ただ、従来はそのときどきの市の経済状況、それから財政状況を鑑みまして、給料支給額の減額を行う場合、条例附則により期限を定めて対応してきているところであります。今回は、その基になる給料の額の改定をお願いしているということございまして、今後また市内経済情勢、それから財政状況を鑑みまして、もし支給額の減額が必要であれば、従来どおりの対応をしてみたいというふうには考えておりますが、教育長の部分につきましては、もう完全に教育行政のみの部分というような考え方もできるかと思っておりますので、もしこの先、コロナ、その他の影響で支給額の減額が必要になった場合は、その部分は十分考慮していかなければならないというふうには思っております。

いずれにいたしましても、今回の提案理由の中で申し上げましたとおり、教育委員会の方から文化等一部の部分が市長部局に来ておりますので、そこら辺につきましては今回の提案というふうな理由の一つになっているというふうに御理解をいただければと思います。

それから、均等割と平等割を逆にできないかというところでございますが、確かに言われているとおり、大体均等割0.7、世帯平等割が0.3という、応益割を1とする場合ですが、やっている現状でありまして、ただ、私たちの方では、県で今、国保運営しているということもございまして、秋田県の国民健康保険運営方針という部分がありまして、その中で応益割を1とした場合、均等割0.7、平等割0.3というふうな部分もうたわれているところもございまして、現在このようになっておりますが、この先、制度等もし変わること等も考えられますので、その部分につきましては、そういう制度が変わっていった部分の中で検討させていただければと思います。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 再質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎議員） 今、御答弁いただいたんですけども、40万円の給与の多寡の問題だけじゃなくて、教育関係の在り方というのは非常にやっぱりさっき言ったようにいじめとかスポーツとか対外的なことについての背景とか、そういうことも含めての教育方針というのを出さざるを得ない。そこに関わる問題なんだと。何回も言うんだけど、学校教育だけで義務教育をやっているところじゃない部分がありますので、お金のいじくり方だけじゃなくて、私が言うのは、その趣旨に沿ったような形での在り方というのは、ある意味では市民的なサイドで不信感の持たれないような額にするには、ちょっと今回はあげつないんじゃないかなと思ったんで、いじくりは、それはそのときどきの状況、それでいいですよ。ただ、教育長の立場というのを考えると、そのぐらい崇高な立場でやるという考え方からいくとね、ちょっと30パーセント減というのは私は解せないなと思ったんで聞いたんです。ただ、私がいくら言っただって、それは当局の姿勢だから、これ以上は質問しませんけど。

健康保険税、制度上の問題だとは言うんだけども、それを变えるのがある程度政治のっていうか、こういう議論の場なわけで、何も制度で決まっているからしょうがないというのは、私、発言しなくてもいいんですよ。でも、そういう市長会だって国に対して、均等割下げてくれって何回もやってるわけでしょう。全県国の市長会も。当然なんですよ。だから私方だって、そういう制度をやっぱり変えるための提案をしなければならぬし、するべきだと思うし、それがひずみに、背景に、しないの中にあるわけだから、私方発言するんですよ。ですから、制度上云々だけじゃなくて、国だってもう年少者に対しては均等割変えるんだ、取らないんだって、それ方針ではっきりしてきているわけだから、そういう流れも見てくださいよ。だから、そういう点では先進的に男鹿市の場合の健康保険税、この重税感を払拭するためには、やっぱり健保並みとはいかないけれども、極力市民に寄り添える形でのね提案を私は求めたんで、まるっきり逆転というわけじゃなくても、将来検討する気はないかどうかだけ聞いておきます。

以上です。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 国保税の子どもに関する軽減措置というふうなことで、議員おっしゃるとおりに各市町村、それから県の方でも、まとめて国の方にそういった措置の提言について提出してございます。全国知事会でもそういった意向でございます。これだけ少子化が進みますと、そういう形の配慮が当然国全体として、制度全体として必要だろうというふうなことを踏まえての措置だというふうに思っております。

ただ、これは本市としても、当然それは実現に向けて側面支援、主体となって要望していくということが、これ大事だと思いますけども、一方で、今ある制度の中でこれを男鹿市の国保税の制度の中でやるとすれば、当然そちらの方の税が減った場合には、ほかの方にもっていかざるを得ないと。いわゆる所得割の方ですとか、それから世帯別の平等割にもっていかなきゃいけないというふうになるわけです。それもしないとなれば、一財の方から持ってくるというふうな形になると思いますので、やはり全体のパイが決まっている中でこちらを軽減すればこちらが増えると。特に所得割に転嫁した場合、本市の場合は、やはり中間層の方々の所得がほとんどでございますので、そちらの方へのしわ寄せ、それから、子どもがいない世帯へのしわ寄せというふうな不平等感もございますので、これは全国的なそういった要望の実現に向けた動きも踏まえて、この後の検討課題にさせていただきたいと、研究課題にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田清孝） さらに質疑ありませんか。

○16番（安田健次郎議員） 終わります。

○議長（吉田清孝） 16番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第37号から第47号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第48号から第50号までについては、予算特別委員会へ

付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第48号から第50号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長(吉田清孝) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長(吉田清孝) お諮りいたします。6月15日から22日までは議事の都合により休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、6月15日から22日までは議事の都合により休会とし、6月23日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時31分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第37号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 行政手続の押印見直しを図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議案第40号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第41号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第44号 男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 財産の取得について
- 議案第46号 市道の廃止について
- 議案第47号 市道の認定について

予算特別委員会

議案第48号 令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）について

議案第49号 令和3年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 令和3年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）について